

— 許 可 条 件 —

1 利用に当たっては、以下のことを遵守すること

- (1) 京都市体育館条例、京都市体育館条例施行規則を遵守し、係員の指示に従うこと
- (2) 利用中に建物その他物件を滅失、破損したときは、その損害を賠償すること
- (3) 利用中に他人に損害を与えたときは、利用者が責任をもって解決すること
- (4) 利用の権利を他人に譲渡し、転貸し、または利用させないこと
- (5) 準備や後片付けに要する時間を十分考慮するとともに、利用時間を厳守すること
- (6) 施設及びその周辺にごみ等を散乱させないこと
- (7) 入館及び退館時には、係員に利用許可書を提示し、その旨を告げること
- (8) 多目的室内では、体育館シューズ（上履き）を使用すること
- (9) 所定の場所以外で飲食・喫煙しないこと
- (10) 危険防止、その他管理上の理由により係員が指示した場合は、その指示に従うこと

2 上記の許可条件に違反した場合は、許可を取り消す場合がある

※申請していただきました利用については、変更や取り消すことができませんのでご注意ください